

平成23年度第3回

小金井市都市計画審議会会議録

## 平成23年度第3回

### 小金井市都市計画審議会会議録

○平成24年2月16日（木曜日）

場 所 第一会議室

出席委員 16名

会 長 8番 根 上 彰 生

委 員 1番 高 橋 金 一 2番 渡 辺 ふき子

3番 中 根 三 枝 4番 古 川 公 毅

6番 露 口 哲 治 7番 大 澤 由 政

9番 紀 由紀子 10番 板 倉 真 也

11番 宮 崎 晴 光 12番 加 藤 昌 宏

13番 村 山 秀 貴 16番 須 藤 善 雄

17番 関 根 優 司 18番 田 頭 祐 子

19番 井 上 義 郎

欠席委員 3名

5番 川 崎 宜 洋 14番 杉 山 直 司

15番 高 松 辰 男

出席説明員

都市整備部長 酒 井 功 二 都市計画課長 西 川 秀 夫

都市計画課長補佐 畑 野 伸 二 まちづくり推進課長 関 根 久 史

道路管理課長 東 山 博 文 環境政策課長 石 原 弘 一

事務局職員出席者

都市計画課主任 大久保 隆 都市計画課主事 山 下 恒 夫

**【西川都市計画課長】** 本日は、ご多忙中のところ小金井市都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。開会に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告申し上げます。

審議会委員19名中16名ご出席いただき、小金井市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、過半数以上の出席を得ていますので、会議は成立していることをご報告申し上げます。

なお、川崎委員、高松委員は、本日も都合により欠席とのご連絡をいただいております。

申し遅れましたが、私は事務局を担当しております、都市計画課長の西川でございます。

さて、前回の平成23年10月28日に開催した都市計画審議会後に、新たに市議会より選出されました委員がおられますので、事務局から紹介させていただきます。

関根委員でございます。

前市議会議員の斉藤委員の辞職に伴い、平成23年12月27日から新たに委員にご就任いただいております。

**【関根委員】** よろしく申し上げます。

**【西川都市計画課長】** 以上で委員のご紹介を終わらせていただきます。

続きまして、資料について説明いたします。

事前にお配りした資料のほかに、2月13日に開催いたしました、市議会全員協議会でご意見をいただきました事項について、追加資料をお配りしております。

それでは、本日も審議いただきます案件、付議1件、報告1件を市長に代わ

りまして都市整備部長から読み上げさせていただきます。

【酒井都市整備部長】 小金井市都市計画審議会会長、根上彰生様、小金井市長、稲葉孝彦。

小金井市都市計画マスタープラン(案)について付議。

小金井市都市計画審議会条例第1条の規定により、下記事項について審議会に付議します。

記1、案件名称 小金井市都市計画マスタープラン(案)について（付議）（小金井市決定）

以上でございます。よろしく申し上げます。

【西川都市計画課長】 付議が終了しましたので、ここからは、根上会長に審議会の進行をお願いいたします。

【根上会長】 それではただ今から平成23年度第3回小金井市都市計画審議会の議事を進めさせていただきます。

お手元にお配りしておりますとおり、本日ご審議いただく案件は付議が1件、「小金井市都市計画マスタープラン（案）について」と、報告が1件、「用途地域の権限移譲について」でございます。

それでは早速、各案件の議事に入りたいと思います。まず、小金井市決定にかかる付議案件から進めさせていただきます。事務局から案件1のご説明をお願いいたします。

【酒井都市整備部長】 それでは都市計画マスタープランの見直し案について説明させていただきます。

都市計画マスタープランの見直しについては、平成22年度、23年度の2か年をかけて行って参りました。見直しに当たっては、学識経験者、関係団体代表者及び市民公募委員からなる策定委員会を中心に、全8回の議論を重ね、

市民意向を把握する手段として市民ワークショップを6回、中学生検討会を2回、市民3,000人アンケートなどを行って参りました。また、昨年3月には、中間のパブリックコメントを実施し、昨年12月に最終のパブリックコメント及び東京都への意見照会を実施しております。

都市計画審議会の開催は昨年の4月と10月に続き3回目となります。今回の内容は第2回目以降の変更点やパブリックコメント等でいただいたご意見を中心に説明をさせていただきます。

それでは「小金井市都市計画マスタープラン（案）」について説明させていただきます。

資料1「都市計画マスタープラン（改定素案）の策定について（答申）」をご覧ください。小金井市都市計画マスタープラン策定委員会からの答申書の写しでございます。策定委員会は平成22年度から23年度に全8回開催し、平成24年2月2日に「都市計画マスタープラン（改定素案）」が市長に答申されました。

続きまして資料3「小金井市都市計画マスタープラン見直し案に対する意見及び検討結果について」でございます。こちらは、平成23年11月25日から12月26日まで1か月間行った「都市計画マスタープラン（案）」のパブリックコメントについて、市民の皆さまからいただいた意見と市の検討結果でございます。意見提出数は3名で計11件でございます。それでは順番にご紹介させていただきます。番号が振ってございますが1-1から1-3が同じ方、2人目の方が2-1から2-3、3人目の方が3-1から3-5となっております。

それでは1-1でございます。文末の表現について、「進めます。」「推進します。」「はそれぞれ、「今後検討する。」「早急に検討する。」と理解して良いかとい

うご意見、ご質問でございます。市の検討結果でございます。文末の表現は「進めます。」は行政が今後行うこと、「推進します。」は行政と市民等との協働により今後行うことと整理しております。

続きまして1-2でございます。文末の表現について、「土地利用転換も視野に入れた建設計画の検討が進められています。」は、市が主体となっている場合は「土地利用転換も視野に入れた建設計画の検討を進めています。」ではないか。文末の表現について、「減少傾向に転じることも想定されています。」は、平成37年以降のことで、断定ではなく、予想の範囲内の文面のため、「減少傾向に転じることも想定されます。」の方が適切ではないか、というご意見をいただいております。こちらにつきましては、ご意見をいただいた部分だけではなく、いくつか紛らわしい表現がありましたので、全ての文末について、もう一度整理をさせていただいております。

続きまして1-3でございます。こちらは地域別構想の最初の地域の歴史紹介の部分についてのご意見でございます。特定の固有名称は行政文書としては削除すべき、また地域の歴史文は簡略してはどうかというご意見をいただきました。蛇の目ミシン工場跡地については庁舎建設予定地の名称としても使われており、あえて固有名称を残した文章としています。地域の歴史文については地域の成り立ちをお示しすることにより、現在の地域の課題を明確にすることが出来るとの考えから構成していますので、見直し案のとおりとさせていただきます。

次の方のご意見です。2-1、14ページの低炭素社会の構築についての記述で化石燃料の資源枯渇は低炭素社会の構築の項目から削除すべき、クリーンエネルギーの導入とあわせて高効率設備、または省エネ機器の導入も記述すべき、というご意見でございます。化石燃料の資源枯渇は無関係とは言い切

れないものの、この項目は地球温暖化抑制に焦点を置いていますので、ご指摘のとおり削除しております。高効率設備等については、東京都及び市の補助制度の活用により普及を図るため、見直し案に高効率設備等の導入を追記しております。

続いてのご意見です。2-2、14ページの大気汚染の防止の項目でございます。交通手段の転換の他に低公害車の導入も記述すべき、というご意見をいただきました。市の検討結果です。公用車等については低公害車の導入を進めていますが、市民が所有する車両についてはエコカー補助金など国の施策による普及を図るものと考えますので、見直し案のとおりとさせていただきます。

続いてのご意見です。2-2、17ページのライフラインの強化と確保の項目です。熱源のベストミックスの観点からエネルギー源の多様化、分散化を記述すべきというご意見をいただきました。市の検討結果としては、東日本大震災を踏まえて、緊急時のエネルギー源の確保等について、強化が必要と考えますので、エネルギー源の多様化、分散化の対応を進めますと追記しております。

次の方のご意見です。3-1です。電線類地中化について、広義の無電柱化は大きく2つに区分される。ひとつは電線類を地中に埋めることであり、通常、電線類地中化と言われる。もうひとつは電線類地中化以外の方法、例えば裏配線、軒下配線方式などで通行人の視野から消すことである。よって電線類の地中化の用語を「無電柱化（電線類の地中化）」とするか、あるいは、国や都と同様に単に「無電柱化」とし、その意味を別途用語解説してはいかがでしょうか、というご意見をいただきました。検討結果でございますが、市が行っている道路整備にあわせた無電柱化は地中化が主な工法ですので、「電線類の地中化（無

電柱化)」という表現にいたしました。

続きまして3-2、無電柱化の推進について、「小金井市無電柱化事業策定協議会（仮称）」の設置を早急にお願いしたい。64ページのまちづくり推進体制の充実について、庁内に推進組織を設け、中間を省略いたしまして、実行計画を策定することになっている。市民の意識喚起を含めて無電柱化のメリット・デメリット、法制度、優先的に無電柱化を推進する区域の策定など、行政、事業者（東電・NTT等）、市民一体となって円滑に取り組むためにコミュニケーションとコンセンサスを図る協議会（フォーラム・シンポジウムを含む）を設けてリードしていただきたいというご意見でございます。市の検討結果は64ページに掲げる庁内組織・体制の整備について、現時点では都市計画マスタープランの全体的な進行管理を充実することを想定しております。個別の施策の体制整備については、必要に応じて組織することも検討することを考えております。

続きまして3-3、主要な施策の成果についてのご意見でございます。取り組み主体の行政欄に担当課を示して欲しい。誰が、何を、いつまでに、を示して欲しい。主要な施策とその他の施策は何を基準に分けたのか、というご意見をいただきました。市の対応方針は、都市計画マスタープランはまちづくりの方針を示すもので、実行計画で取り組み時期や方法を明記します。都市計画マスタープランに掲げた施策は、現行の計画に掲げられている施策を達成状況や社会情勢の変化に合わせて見直し、その中で第四次基本構想の重点プロジェクトに掲げる施策を主要な施策としております。

続きまして3-4、66ページの景観についてのご意見でございます。東京都が策定した景観条例に準拠して地区毎にルールを策定するのか、明確な説明文が欲しい。市の検討結果は、都の定める景観基本軸に則した景観形成とともに、市民のご理解が得られれば、地区計画等の手法も検討していきます。



続きまして3-5、43ページ、55ページの「人にやさしい環境づくり」についてのご意見でございます。人にやさしく個性ある坂道づくりについて、質屋坂の記述がないのは何故か。はけの道を都市型観光の重要な資源として取り上げて欲しいというご意見でございます。市の検討結果は、質屋坂は石畳の舗装により、個性ある坂道として整備されていると認識しています。はけの道については、水とみどりのネットワークの形成を進めるとしていますので、それに伴い、観光資源として充実するものと考えます、としております。

以上がパブリックコメントに対する意見と市の検討結果でございます。

続きまして資料4「東京都への意見照会に対する回答及び市の対応方針」について説明させていただきます。左側に1番から14番まで番号が振ってありますので、順番に説明させていただきます。

番号1、4ページの連続立体交差事業についてでございます。連続立体交差事業による渋滞緩和効果が示されているが、どこの踏切かわからないので、踏切名称を示して欲しいというご意見でございます。市内に数か所踏切がございますが、こちらの踏切は小金井街道踏切ですので、そのように明記しております。

番号2、ノーマライゼーションについてです。東京都の福祉のまちづくり条例においてはユニバーサルデザインという表現を使っているという情報提供でございます。市では小金井市第四次基本構想において、差別されない社会をつくる基本的理念としてノーマライゼーションを使用していますので、そのままの記述としております。

番号3、景観についてもみどりに関する方針と同じ様に、拠点や軸といった地域を具体的に示し、まちづくりの方針を示して欲しいというご意見でございます。市の対応方針ですが、都市計画マスタープランにおいて個別の地域の景

観の方針を示すのは難しいと考えております。景観に対するまちづくりの方針は1-1に示しており、景観づくりに努めていきたいと考えております。

番号4、親水空間の整備について、都としては現在のところ、東京都の河川事業として仙川や野川に関する親水整備に関する事業の予定はないので、実施主体はどこなのかというご意見でございます。市としては以前から野川・仙川の親水空間の整備について、野川・仙川改修促進既成同盟を通して東京都に要望しておりますので、このような記述にさせていただきます。

番号5、みどりの軸についてでございます。東西軸はJR中央線沿線よりも、むしろ野川と玉川上水を入れるべきではないか、というご意見でございます。市の対応方針ですが、小金井市に中央線で市外から訪れる方が、車窓からみどりあふれる小金井らしさを認識出来るようにという考えから、市の中央を通る主要な動線をみどりの軸として位置付けております。また中央線をみどりの軸に位置付けることは、緑の基本計画と整合させております。

番号6、安全に避難出来るまちづくりについてでございます。避難場所や備蓄倉庫など防災拠点の整備を進めますとあるが、地域別構想での記述が少ないように思われる。具体的な位置付け等はしないのかというご意見でございます。市の対応方針としては、特定の地域で避難場所や備蓄倉庫など防災拠点の整備が課題となっているところはないと認識しているため、全体構想のみの記述としております。

番号7、水害対策として、総合治水対策の推進についての項目を設けられないか、具体的には雨水浸透ますの補助やハザードマップの作成を検討出来ないかというご意見でございます。ご存知のとおり、雨水浸透ますについては自治体の中でトップレベルの設置率を誇っております。また、ハザードマップについては現在、地域安全課で作成中でありまして、今年度中には完成する予定

でございます。

番号8、人と自転車にやさしい道づくりにおいて、「歩行者や自転車の安全性を確保するためには、幹線道路における歩行者道、自転車走行空間の確保とともに」とあるが、「幹線道路における」を削除できないか、というご意見でございます。市の対応方針としては、自転車、歩行者のための空間整備は、もちろん幹線道路だけに頼るものではなく、市が管理する生活道路も含め、道路網の中から安全な経路を提供すべきと認識しております。しかし現状の生活道路の幅員の中で自転車、歩行者のための空間の確保が難しいため、当然、市の管理する道路を含めた幹線道路に限定した表現にしております。

番号9、10については、ほぼ同内容でございます。都道の整備について、市が整備するわけではないので、東京都に要望するといった記述の方が整備促進には好ましいというご意見をいただきましたので、市としても、そのような観点から記述を変更いたしました。

番号11でございます。34ページの歩行者、自転車空間の整備方針についてでございます。日常生活において、特に歩行者や自転車の安全性を確保すべき道路や公園緑地系施設、公共公益施設をネットワーク化する道路及び用水路などの復活により、整備する道路は緑化を図り、うるおいのある歩行者空間の整備に努めます、とあるが、緑化と自転車空間整備はスペースが競合することから難しいのではないか、というご意見ございました。市としては、難しいことは重々承知しておりますが、今後の道路整備の方針として可能な限り、緑化と自転車走行空間を確保する必要があると考えているものでございます。

番号12でございます。42ページ等にある記述ですが、屋敷林や雑木林の保全について、特別緑地保全地区の制度を活用できないか、というご意見でございます。特別緑地保全地区は地域地区のひとつであり、また民有地からの要

望があった場合、土地を買取ることが原則など厳しい制約がありますので、現在の市の方針としては、小金井市緑地保全及び緑化推進条例における様々な取組みの中で保全を図っていくと考えております。

番号13、49ページについてでございます。武蔵野公園内にある暗く狭い坂や階段は災害時の避難路として活用出来るように国分寺崖線と調和した環境整備を進めます、とあるが、都立公園内の整備を指すものと誤解してしまう、というご意見でございました。こちらについては武蔵野公園へつながると修正しております。

番号14、50ページの東小金井駅南口について、暫定駅前広場ではなく、都市計画の駅前広場の整備を掲げてはいかがか、というご意見でございました。市としては、都市マスの目標年次においては都市計画の駅前広場の整備は難しいと考えておりますので、高架化工事の際に工事ヤード等を使ったスペースを使い、暫定駅前広場整備を行い、現状よりも歩行者、自転車、COCOBAS等の安全を図っていきたいと考えております。

以上、東京都への意見照会について報告させていただきました。また、内容が大きく変わらない程度で策定委員からの意見を踏まえて、修正させていた部分もございますので、よろしく願いをいたします。

次に本日お配りしております資料をご覧いただきたいと思っております。それでは順番に説明させていただきます。

3ページの「現在、蛇の目工場跡地に予定されている新庁舎建設について、土地利用転換も視野に入れた建設計画の検討を進めています」について、土地利用転換という表現がいろいろな意味に読み取れてわかりにくいというご意見をいただきましたので、修正案のとおり、「現在、新庁舎建設については蛇の目ミシン工場跡地における計画検討を進めています」に修正させていただきます。

す。

続きまして50ページの「東小金井駅南口の日本歯科大グラウンドは地域に開放し、盆踊りなど地域の活動や交流の場としての活用を進めます」について、日本歯科大グラウンドは市有地ではないため、表現を変えた方が良いというご意見をいただきましたので、修正案のとおり、「東小金井駅南口の日本歯科大グラウンドは地域に開放し、盆踊りなど地域の活動や交流の場として活用できるように推進します」と修正させていただきます。

この2か所の修正は、当審議会に事前にお配りさせていただいている資料1「小金井市都市計画マスタープラン答申案」への反映が間に合いませんでしたので本日の提出となったものでございます。よろしく願いいたします。

以上が平成23年10月28日に開催された2回目の都市計画審議会報告後の主な修正内容でございます。

**【根上会長】** それではこれより、案件1につきまして質疑を行います。

ご質問、ご意見等よろしく願いいたします。いかがでしょうか。はい、関根委員、よろしく願いいたします。

**【関根委員】** では簡潔にお伺いいたします。1つはですね、この計画はいろいろ示されておられるのですが、その財政的な裏付けから考えるとどうなのかという検討がされたのかということですね。特に去年の3月11日の大震災以降、国のお金の使い方も震災の復興ということで、それまでとはかなり大きくお金の使い方が変わってくると思います。その辺を考えると10年前の計画をそのままというよりは一回見直さざるを得ないところが出てくるのではないかと思います。その辺はいかがでしょうかということですよ。

それとの関係でいくつか述べさせていただきますと、18ページに公共施設、下のところに計画的な都市施設マネジメントで、これも10年前から言われて

いて、議会においても公共施設の再配置計画をつくるということではいただいていたのですが、現状においてはまだできていないという点では、いろいろ財政的なことも考え、また計画的にやるという点で10年経ってまだ、はっきりと計画が目に見える形で出来ていないという点については、これはどう受け止めたらよろしいのでしょうか。

あと、34ページに、これはよく言われていることですが、都市計画道路の財源の問題とは別にこれはもう無理ではないかと言われているところがあります。3・4・11号線東大通りの連雀通りより南をまっすぐ東八道路まで突っ切る計画線が入っているのですが、これは都立野川公園などを突っ切ってしまう、また3・4・1号線で連雀通りが東からきて、やはり武蔵野公園をかすめるような形で貫井南の方へ行っているところとか、いくつか計画そのものがもう現状に合わなくなってきたのではないかと。この辺はまだ東京都に対して推進整備を要望するというふうになっているのですが、これはむしろこの計画の再検討ということ掲げるべきではないかと、以前から言われている点なのですが、その辺はいかがでしょうか。

あと、細かくなりますが、15ページに下から2段目の緑の大きな環のところで、「小金公園、野川公園、多磨霊園などのみどりの拠点の回遊性を高めるために、歩行者や自転車に配慮したネットワークの整備を進めます」というところが削除されているのですが、これは以前に、今使われていない昔の用水路を使って遊歩道みたいな形でネットワークとして、こういう都立公園を結ぶというような考えが、議会の中からも意見が出されたし、部局の方からもご検討いただけるというようなことでもあったかなと思うのですが、だからこそ、これに10年前載っていたと思うのですね。で、削除されたというのは何か、検討した結果削除ということになるのか、何か動きがあったのでしょうか。

あと、64ページに、国や東京都に都市計画の義務権限などの地方分権を積極的に求めていくということが削除されているのですが、まちづくり条例を議論したとき、建築確認の義務ですか、それが小金井市にあるとないとではかなり違うというような議論も含めて議論がされたなと思っているのですが、これが削除された理由というのは何なのでしょう。私はやはりこれはきちっと残すべきかなと思うのですが、その辺いかがなのでしょう。

あと最後にですね、これは手続きというか、今、小金井はごみ問題が大きく問題になっているのですが、ごみ処理施設の場所は都市計画決定の事項に入っていますよね。前回の小金井の都市計画という冊子には、二枚橋が都市計画で記入されているわけですね。今後、方針がまだはっきりしないで建設するのか、それとも別の一部事務組合かというようなところも含めて、方針が定まっていなくていいところありますが、ごみ処理施設の場所というのは別に都市計画マスタープランにはこれまでも載せてこなかったし、載せる必要はないということなのかどうか、ちょっとその辺は今、小金井の長期の課題なので、気になるものでご説明いただければと思います。

【板倉委員】 あわせて、関連した意見をよろしいですか。

【根上会長】 はい、どうぞ。関連した内容ですね。

【板倉委員】 今回の都市計画マスタープランはですね、昨年3月に策定されました第四次小金井市基本構想をもとに、その体系と言いますか、1ページに図面が載っているわけですがけれども、第四次基本構想に基づいてつくられることになっていますけれども、実は昨年3月策定されました第四次基本構想のほとんどの議論といたしましては、東日本大震災の前に、ほとんど議論がされている内容なのでですね。実は今、小金井市議会に議案が出されているのですがけれども、もう既に昨年後半から、東日本大震災の影響を受けて景気の悪化に

伴って税収が減ってきています。新年度の予算についても税収が後退するということが謳われておりまして、平成25年度、一年先ですね、その予算についてはちゃんと組めるかどうか危ぶまれるような意見が出されてきているんですね。そういう中で、東日本大震災前で議論されていることで都市計画マスタープランを果たして進めていって良いのかという私自身は危惧を持っております。そういう部分では特に27ページの「東小金井駅についての駅周辺では東小金井駅北口土地区画整理事業を契機に都市基盤整備とともに各種都市機能の誘導を進めます」という表現とかですね、44ページの「武蔵小金井駅についての武蔵小金井駅南口第二地区の再開発の着実な事業化」これはその後「権利者市民の意向を踏まえて検討します」というつながりになるのですが、着実な事業化というような表現がありまして、これが謳われてきますとですね、それに沿って今後、市財政をどう考えていくかという議論になってきますので、今はもうそういう経済的、財政的にもそういう状況ではないと私は認識をしております。それよりもやはり市財政の部分、市民の暮らしの部分からはですね、表現は今日の状況に合わせて見直すべきだと考えています。皆さんの中でもいろんなご意見あるかと思いますがけれども是非この点についてはですね、この中で皆さんにご意見賜ればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

**【根上会長】** 露口委員、それでは関連したご意見ということで。

**【露口委員】** 3.11以降のことで大きな変化があったというようなご意見もありました。一定の議会筋で話されてきた内容を述べられていると思うのですがけれども、議会はこの間、3.11以降も既にこのマスタープランにつきましては、3回に渡っていろんな説明を受けております。そうした中で、この最後の段階に至って、このような形でお盆をひっくり返すようなですね、議論にもなりかねないという私はちょっと危惧しています。もちろん会長におかれ



ましては、そういった意見を聞くことは当然必要、私はそう思います。ただ、そのことは、私はこの段になれば、会長一任ということで、この中の意見を取りまとめていただいてスムーズにですね、この策定に関わってきた方達の考え方もあると思いますので、会長の一任で今後の進め方をさせていただきたいということをお願いします。

【根上会長】 それでは3人の委員からご質問等が出ましたので、一旦ここで事務局から質問への回答等いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【西川都市計画課長】 順次お答えしていきたいと思いますが、18ページの公共施設のところでございますけれども、ここの公共施設につきましては、現在、施設白書等も作成している中で、今後の配置等も考えながら、将来に渡るコストとか、環境を考えながら配置するというところで検討しております。それから施設の長寿命化につきましても、このような考え方で今いるところでございます。

3・4・1号線と3・4・11号線の計画そのものを見直し、再検討してはどうかということでございますけれども、確かにこちらの方で今なかなか環境的にも崖線を南北に通過する、または、東西に通過するというのは、なかなか環境的にも難しいものがあるかと思っておりますけれども、都市計画道路としての昭和37年に決定した都市計画線の必要性を考えますと、その中ではですね、やはり今後の検討の中で必要性を再度確認していきながらですね、必要ということで、3・4・11号線等につきましては、都市計画マスタープランの方にも載せてございます。それにつきましては、先程東京都の意見もございましたけれども、ここにつきましては東京都の都道になりますので、そういうところにつきましては東京都の方にですね、整備を要望していきたいというふうに考

えてございます。

それから15ページの削除の理由でございますけれども、ここにつきましては、後ろの方の交通のところなのですけれども、32ページの方の交通と道路整備の方にですね、この中身、考え方を示してございまして、こちらの中では、みどりの環ということでですね、みどりの関係について特に記載をさせていただいているところでございます。

64ページの削除の理由でございますけれども、ここにつきましては、後ほど案件2の方でまた説明させていただきますけれども、地方分権の関係がございまして、こちらにつきましては削除をさせていただいております。

ごみ処理施設の場所につきましては、都市施設ということで、現在決まっておりますので、今後の最終的な処理方針等も確定していませんので、当初のマスタープランと同じ様な形で載せてございます。

**【根上会長】** それと財政の部分について裏づけがあるかというご質問。

**【都市整備部長】** はい、関根委員の1点目のご質問が漏れておりました。

3月11日の東日本大震災以降の状況により見直しが必要ではないか、というご意見でございますけれども、市の方として、都市計画道路の道路整備等については都市計画事業として施行してございまして、その際にはやはり国の交付金、もしくは東京都の補助金等、活用しながら整備を進めているという状況でございます。そういう意味でやはり国のレベルにおいてはですね、やはり東日本大震災への復興への財源確保等も必要となって参りますが、市としましては一定の都市施設を整備していくにはですね、やはりどうしてもそういう国の補助金、東京都の補助金等を活用しなければ整備ができないという状況もありますので、市としては計画的にそういうものを活用してやっていると、そういう状況でございます。

【根上会長】 はい、関根委員。

【関根委員】 最初の財政のことなのですが、板倉さんも言われましたけど、国と都の交付金のことだけじゃなく、市の財政も含めてね、裏づけといいますかね、きちっと検討するべきではないかと、これはあんまり議会じゃありませんのでやりとりはそぐわないとは思いますが、意見としてきちっと述べておきたいと思います。

あと、公共施設のことなのですが、これは要するに18ページは「公共施設及び劣化状況を把握」っていうのを削除されているのですね。ということは劣化状況なんかもう把握したってことなのか。だとしたら把握した上で今仰られたようなね、施設白書を作成中だとか、前向きに進んでいるということは何らかの形で懸案事項して全体の懸案事項でもありますから。その辺はいかがでしょうか。

あと都市計画道路のことは、私一人が言っているのではなくて議会の中ではいろいろな会派の方がね、やっぱりこの部分に関しては無理なんじゃないかと、大勢の、小金井市民だけじゃない大勢の方が来る都立公園の真ん中を都市計画道路がぶち抜くというのはね、これは都に要望するという表現は全く不適切というか、市民感情にも合わないと思うのですよね。その辺は、もうちょっと配慮した文、私はその都市計画は見直すべきだと思いますが、少なくとも市の部局の立場に立っても、もうちょっと市民感情に配慮した文章にしないと、これはちょっと大変な表現かなと私は思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

あと遊歩道のことに関して、今までね、多少議論になっていたのはさっき言いましたけど、そのいろいろ昔の用水路で残っているところがあったり、結構市内にあるから、そういうのを上手くつないで3つの都立公園を結ぶネットワークをつくろうじゃないかっていうような議論が議会の中からも出たし、部局

からも検討するっていうようなお答えが以前あったかなと思うのですが、もうちょっとご説明をお願いしたいと思います。

あと建築確認事務のことはご答弁なかったですね。64ページ、東京都、国や東京都に都市計画の義務権限などの地方分権を積極的に求めていきますが削除されているのですが、これは何か削除の理由といいますかね、私はまちづくり条例なんかで議論された通りに、小金井市にそういう権限の積極的な移譲を求めていくっていうのは、この文章どおりで良いのではないかなと思うのですが、何か削除の理由はあるのでしょうか。

あとごみ処理施設に関しては確かに現時点でも方針は二枚橋ですけど、今後10年ということを考えて、今後の手続きとして、もしその方針が変わったときには、都市計画マスタープランには載ってないけど、当然都市計画決定はこの都市計画審議会でしなきゃならないわけですよ。それはちょっと確認で、方針がね、そうじゃない方に変われば当然、都市計画決定しなきゃなんないわけですから、ここでその決定が必要になるということで、理解でよろしいのかということは確認したいと思います。

**【根上会長】** はい、それでは5点だったかと思いますが、回答よろしくお願ひします。

**【西川都市計画課長】** 18ページのところの削除の理由でございますけども、ここにつきましては、計画的な都市施設のマネジメントということの中で都市施設の中には、公共施設以外のものも含まれますので、そちらを考えた場合につきましては、劣化等というところがですね、どこまで配慮出来るかというところもございますので、環境等に配慮しながらというふうに、ここにつきましては削除させていただいております。

それから、都市計画道路の見直しにつきましては、これも議会の場では何回

かいろいろ議論されているところがございますけども、今現在、小金井市の中で街路整備という形で3路線事業を行っているわけですけども、そちらが全部整備されたとしてもまだ50%足らずということで、近隣の市から比べましてもまだ整備率も低いというような状況がございます。更に都市計画道路の考え方としましては、小金井市域だけではなく、都市と都市を結ぶ幹線道路という性格的な位置づけもございますので、必要なところについては都市計画道路の整備を進めていきたいというふうに考えております。ただ、なかなか委員が仰るように環境の問題等もございまして、難しい局面というのはあるかと思えますけれども、こちらにつきましては東京都とも、またいろいろ協議をさせていただく中で、都市計画道路の整備は行っていきたいと考えております。

それから遊歩道のネットワークの削除は何故したのかということでございますけども、そちらにつきましては地域別構想のほうに遊歩道の整備という形で載せてございます。42ページのまちづくりの方針、基本方針の方で書かせていただいているところです。

それから64ページの地方分権削除の理由でございますけれど、こちらにつきましては、平成13年当時は例えば、建築行政だったり、都市計画の用途地域でしたり、そういうものにつきましては全て、東京都の方で行っていたということがありますが、平成24年度からは一部のものにつきましては、地方分権という形で市の方でやらせていく状況もございますので、こちらにつきましては削除をしたということでございます。

あとはごみ処理施設の位置の問題ですけれども、こちらはですね、今は二枚橋ということで決定がされているところがございますけども、まあ都市施設になりますので、また、位置等の変更とか、そういうものがございましたら、こちらの都市計画審議会のほうにも、お諮りしていかななくてはならないと思って

おります。

【根上会長】 はい、よろしいでしょうか。もしご意見ありましたら。はい、関根委員。

【関根委員】 意見が食い違うところは、私は意見として持っているということを一言述べさせていただければと思います。分かったということじゃなくてね。都市計画道路の問題とかいろいろね。

【根上会長】 はい、どうもありがとうございました。それでは他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。はい、田頭委員、よろしくお願いします。

【田頭委員】 私も今回が都市計画マスタープランの見直しについての最後の確認かなと思いますので、改めて、先日の市議会の全員協議会の後の会派での確認や、市民の方からもご意見を伺って、この場でそれをお伝えしていければ良いのかなと思います。先程、露口委員からご心配のあったような、答申案をひっくり返すというつもりでは全然なくて、あくまでもそういった市民の方達のご意見を改めてお伝えするといったような、そういった観点から1点だけですね、大分関根さんからもご質問出ましたので、1点だけ質問をさせていただきたいと思います。まず15ページにある、やはり先程ご指摘あったような、みどりの環のところですね。まちづくりの基本方針48ページのところでも、みどりの拠点、みどりの大きな環、みどりの小さな環、みどりの軸というふうにあります。このみどりの環の部分は、10年前のこのマスタープランの策定における市民の検討委員会の中でも、非常に大きな議論になったところだと伺いました。この中ではみどりの環という考えの中には是非生物の多様性も含めていくべきではないか、ということがご意見として強く出ていたので、今回それがやはり反映がこう合わせてね、みどりの環と合わせて、生物多様性というところをわかりやすく載せていったほうが、よろしいのではないかというような

ご意見をいただいておりますが、その点はいかがでしょう。

【根上会長】 はい、1点でよろしいですか。はい、それでは回答お願いします。

【石原環境政策課長】 生物の多様性についてでございますけれども、13ページのところに多様な生態系の確保ということを謳っている部分がございます。それから緑の基本計画の中でも、新たに生物の多様性については新たな文言を加えたところがございます。詳細な部分については、今後、東京都なども生物多様性戦略というのを今年度中に策定されるようでございますので、各市でも詳細についてそういったものを策定する必要があると出てくれば、細かく定めていくということになるかと思っております。

【根上会長】 はい、田頭委員どうぞ。

【田頭委員】 はい、ありがとうございます。13ページのところの多様性、みどりのネットワーク化、多様な生態系の確保というところでは、野川周辺の多様な動植物の生存環境というふうには載せてあるのですが、野川だけではなくて、この面的な資源だけではなくて、小金井の中の大きな都立公園は、もちろん他の公園もあるわけなのですけど、この中央線の沿線から中央線の電車に乗ったときに、他市からいらした方からも小金井のみどりが軸として感じられるような狙いもあるというようなこともありましたので、そういったことも合わせて、こう広く面的資源としてのこの生態系ですね、そういったところを是非、生かせるような計画ということでマスタープランはあるべきではないかということの意見がありましたので、そこをお伝えしながら、また、今後の具体的な計画の方の中で生かしていただければと思います。

【根上会長】 はい、どうもありがとうございます。それではご意見ということで承りました。はい、都市計画課長。

【西川都市計画課長】 先程の関根委員との答弁の中で、現在のごみ処理施設につきまして、決定というふうに申し上げてしまったのですが、これは正しくは、市民検討委員会での検討を踏まえたものに対して、行政内部での決定というふうにちょっと付け加えさせていただきますので、申し訳ございません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

【根上会長】 はい、それでは他にご意見、ご質問。はい、中根委員よろしくお願ひします。

【中根委員】 意見じゃないのですが、脱字があります。44ページの武蔵小金井駅周辺のまちづくり、「武蔵小金駅」になっています。脱字、「井」を入れていただきたい。

【根上会長】 はい、今まで気がつかずにきてしまったようです。そういう部分もあろうかと思ひますが、他にお気付きの点も含めて、ご指摘ありますでしょうか。はい、紀委員よろしくお願ひします。

【紀委員】 意見だけですけれども、今回の小金井市都市計画マスタープランにおきましては、これまで市民検討委員会ですべて8回、またワークショップも行って、パブリックコメントも経ておりました、議会の中では全員協議会も何度も経ておりました、大変丁寧に市としては関わってきたかなというふうに考えております。で、市民検討委員会の皆様も、大変丁寧に関わっていただいて、本当にこの答申を尊重していきたいなあというふうに考えております。

【根上会長】 ありがとうございます。それではご意見ということで承りました。他にご質問、ご意見ありましたら、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

それではご意見がもうないようですので、ただいまのやりとりの中で、いくつかご要望もありました。また、現在のこのマスタープラン案に反映されてい



ない部分、あるいは誤字もありましたので、今後、その辺りの修正はさせていただくとして、私と職務代行の古川委員で責任を持って修正については一任いただきたいと思っておりますので、そういうことでこの案を原案通り決定してよろしいかどうかということでお諮りしたいと思っております。

〔「異議なし」との声あり〕

【根上会長】 ありがとうございます。それでは異議なしという声がありましたので、議案1「小金井市都市計画マスタープラン（案）」について原案通り決定とさせていただきます。

それでは案件2の報告「用途地域の権限移譲について」。これを事務局から説明をお願いします。

【西川都市計画課長】 用途地域の権限移譲について説明いたします。本件は国が基礎自治体への権限移譲を進めており、その中で都市計画法に定められている用途地域についても市に権限が移譲されるものです。

これまでの用途地域の変更の流れを説明いたします。再開発事業や土地区画整理事業、道路整備による沿道地区等のまちづくりの変化にあわせて、地元の住民の意向などを確認しながら地区計画をまとめ、同時に用途地域を変更します。ここで地区計画は市が決定しますが、用途地域は東京都が決定していたので、初めに市の都市計画審議会にて用途地域、地区計画を審議し、用途地域については、市の都市計画審議会にて了承された案を、東京都の都市計画審議会にて審議して決定しておりました。権限移譲により平成24年4月1日から小金井市の都市計画審議会の審議を経て、用途地域を変更することになります。これに伴いまして、これまで用途地域の変更の指針となっていた東京都の定める用途地域の指定方針・指定基準がございましたが、4月1日以降は小金井市が新たに定める指定方針・指定基準によって、用途地域を変更することになりま

す。本来は4月1日に指定方針・指定基準を公表するところでございますが、市の都市計画上の上位計画となります都市計画マスタープランを改定中ということもありまして、当面これまでどおり東京都の定める指定方針・指定基準を準用いたしまして、用途地域の変更がある場合は対応いたします。市が新たに定める指定方針・指定基準については来年度検討を行いまして、改めてご説明させていただきます。なお、現在のところ小金井市におきまして、用途地域の変更手続きを具体的に進めている地域はございません。また、東京都との関係でございますが、用途地域の都市計画決定権を市がもつこととなりますが、市の都市計画マスタープランと同じように、東京都が決定する都市計画区域マスタープランという上位計画があり、東京都が多摩地域の広域的な調整を行うことに変更はございません。

【根上会長】 それではただいまの説明にご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。はい、板倉委員。

【板倉委員】 確認したいのですけれども、用途地域の都市計画決定を地方自治体として行えるようになったというご説明です。ただし、東京都の用途地域の都市計画決定に対して、整合性が問われる場合が出てくるかと思えます。東京都の用途地域の考え方と、市の都市計画審議会、この場所で確認した用途地域の内容が、場合によっては整合性が合わないということもありえるかと思うのですが、これは地方分権関係でいくと、小金井市の決定が優先されるという認識でよろしいでしょうか。その点を確認しておきたいと思えます。それともうひとつは、この用途地域以外で、地方自治体に権限が移譲されたものは、他にはないという理解でよろしいでしょうか、今回。その2点ですね。

【根上会長】 はい、事務局お願いいたします。

【西川都市計画課長】 用途地域の決定につきましては、市の決定が優先さ

れます。用途地域以外での権限移譲につきましては、私の所管しているところでは、公有地の拡大の推進に関する法律、公拡法ですね、公拡法につきましても、今までは市が経由して東京都にお出ししておりましたけれども、東京都の方で一定の手続き等があったわけですけれども、そちらにつきましても、今度は市の方で行うようになります。その他につきましても、これは地方分権の関係で多々、私共の所管以外でもございます。内容につきましては、ちょっと私の方では、そこまで全部は確認してございませんので、申し上げられません。

【根上会長】 はい、板倉委員。

【板倉委員】 用途地域のことなのですけれども、小金井市の決定が優先されるというご説明でした。例えば、用途地域の変更などを当審議会に諮問される場合に、事前に東京都と調整した上で出してくるのか、小金井市独自の判断で諮問を出してくるのか、どういうふうな考え方を持っていらっしゃるでしょうか。

【西川都市計画課長】 確かに市の決定で用途地域は変えることが出来るわけですけれども、近隣との関係もあります。近隣市の用途地域と小金井市のところですね、用途地域があまりにも変わってしまって良いのかとかいう、各市との調整も必要になりますし、更に広域行政を行っている東京都の方にも調整は必要になってきます。

【根上会長】 よろしいでしょうか。はい、関根委員。

【関根委員】 一言お願いですけど、この2番目の報告、口頭だけじゃなくこういうものは、きっちりどういう法律でどういうふうになるんだということを出したら次回以降はきちっと資料もいただければと思います。これは要望です。

【根上会長】 はい、わかりました。ご要望ということで、次回、来年度こ

の案件あるかと思imasので、またその時には是非資料を用意していただければと思imas。他にご意見いかがでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

【根上会長】 よろしいですか。それではこれでご意見ないようですので、案件2「用途地域の権限移譲について」の報告を終了いたします。

以上、本日の案件終了いたしましたので、都市計画審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。